

作成日 2016年6月1日

# 安全データシート

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名	ノンスライム
製品番号	NSM-SS10
供給者情報	
会社名	株式会社島田商店
住所	東京都墨田区東向島 2 - 4 0 - 3
電話番号	03-3613-1328
FAX番号	03-3614-6374
緊急連絡先	090-2337-3889
メールアドレス	info@shimada-shoten.co.jp
推奨用途及び使用上の制限：	漂白剤（紙・パルプ、天然繊維）、工業薬品（酸化剤及び可塑剤、ゴム薬品、公害処理などの還元剤）、医薬品（酸化剤、殺菌剤）、食品（水産加工の漂白殺菌剤、酸化漂白剤、その他各種漂白剤）、ロケット燃料（90%品）

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	区分外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外
	高压ガス	分類対象外
	引火性液体	区分外
	可燃性固体	分類対象外
	自己反応性化学品	区分外
	自然発火性液体	区分外
	自然発火性固体	分類対象外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	分類対象外
	酸化性液体	区分1
	酸化性固体	分類対象外
	有機過酸化物	分類対象外
	金属腐食性物質	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分5
	急性毒性（吸入：ガ）	分類対象外
	急性毒性（吸入：蒸）	区分3
	急性毒性（吸入：粉じ）	分類対象外
	急性毒性（吸入：ミス）	分類できない
	皮膚腐食性・刺激性	区分1A-1C
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分外
	発がん性	区分外
	生殖毒性	区分2

環境に対する有害性	特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）	区分1 （呼吸器・中枢神経系）
	特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	区分1（肺）, 区分2（血液）
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
	水生環境急性有害性	区分2
	水生環境慢性有害性	区分外

ラベル要素



絵表示又はシンボル：  
注意喚起語：  
危険有害性情報：

危険  
火災又は爆発のおそれ；強酸化性  
飲み込むと有害（経口）  
皮膚に接触すると有害のおそれ（経皮）  
吸入すると有毒（蒸気）  
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
重篤な眼の損傷  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
呼吸器・中枢神経系の障害  
長期又は反復ばく露による肺の障害、長期又は反復  
ばく露による血液の障害のおそれ  
水生生物に毒性

注意書き：

【安全対策】  
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと  
使用前に取扱説明書入手すること。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
熱から遠ざけること。  
裸火または他の着火源に噴霧しないこと。  
防火服、防災服、耐火服を着用すること。  
適切な保護手袋、保護面を着用すること。  
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後はよく手を洗うこと。  
衣類及び他の可燃物から遠ざけること。  
環境への放出を避けること。  
【応急措置】  
火災の場合には適切な消火方法をとること。  
大火災及び大量の場合：区域より退避させ、爆発の  
危険性により遠くから消火すること。  
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸し  
やすい姿勢で休息させること。  
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタ  
クトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。

皮膚（または髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。皮膚を流水、シャ衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯するこばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。

眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けるこ

#### 【保管】

可燃物、その他の禁忌物質から離して保管すること。容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管する

#### 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

#### 国/地域情報：

### 3. 組成、成分情報 物質

化学名又は一般名： 過酸化水素(Hydrogen peroxide)

別名： オキシフル(Hydroperoxide)

オキシドール(Hydrogen dioxide)

化学式：  $H_2O_2$

化学特性（化学式又は構造式）：  $HO-OH$

C A S 番号： 7722-84-1

官報公示整理番号 (1)-419

（化審法・安衛法）：  
分類に寄与する不純物 情報なし

及び安定化添加物：  
濃度又は濃度範囲： > 60%水溶液

### 4. 応急措置

吸入した場合：

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合：

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。

直ちに医師に連絡すること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

目に入った場合：	汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。 直ちに医師に連絡すること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 医師の手当、診断を受けること。
飲み込んだ場合：	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 直ちに医師に連絡すること。 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 医師の手当、診断を受けること。
予想される急性症状及び遅発性症状：	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。 吸入した場合：咽頭痛、咳、めまい、頭痛、吐き気、息切れ。 皮膚に付着した場合：腐食性。白斑、発赤、皮膚熱傷、痛み。 眼に入った場合：腐食性。発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。 飲み込んだ場合：咽頭痛、腹痛、腹部膨満、吐き気、嘔吐。
最も重要な兆候及び症状：	

## 5. 火災時の措置

消火剤：	小火災：水 大火災：大量の水 多量の溶剤や油類の場合は泡、粉末、二酸化炭素などの消火剤を使用する。
特有の危険有害性：	火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。 熱で容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法：	火災又は爆発のおそれ 区域より退避させ、爆発の危険性により遠くから消火 大火災の場合、火災区域に適度の距離から大量の水を散水する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火活動は、有効に行える十分な距離から行う。 容器内に水を入れてはいけない：激しい反応が起こる可能性がある。
消火を行う者の保護：	消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却す 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：	漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。
------------------------	--

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上に留まる。

低地から離れる。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項：

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

回収、中和：

環境中に放出してはならない。

少量の場合、漏洩区域を大量の水で洗い流す。

大量の場合、漏洩物の除去や廃棄処理は専門家の指示による。

封じ込め及び浄化の方法・機材：

蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。

二次災害の防止策：

可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策：

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気装置・全体換気：

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気装置、全体換気を行なう。

安全取扱い注意事項：

使用前に使用説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。

周辺での高温物の使用を禁止する。

眼、皮膚に付けないこと。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

衣類にかかった場合、服を脱ぐ前に、直ちに汚染された

衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

接触回

「10. 安定性及び反応性」を参照。

### 保管

技術的対策：

保管場所は延焼のおそれのない外壁、柱、床を不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板

その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とする

とともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける

こと。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要

な採光、照明及び換気の設備を設ける。

混触危険物質：

「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管条件：

可燃物及び指定された禁忌物質から離して保管する

こと。

熱から離して保管すること。

燃焼性物質から離して保管すること。

容器包装材料： 火源の近くに保管しない。  
 施錠して保管すること。  
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度： 設定されていない。  
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：  
 日本産業衛生学会 設定されていない。  
 （2005年版）  
 ACGIH（2005年版） TLV-TWA 1ppm A3  
 設備対策： この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。  
 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具： 適切な呼吸器保護具を着用すること。  
 手の保護具： 指定された保護手袋を着用すること。  
 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。  
 飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣（耐酸スーツ等）を着用する。

眼の保護具： 適切な眼の保護具を着用すること。  
 化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用すること。  
 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護 適切な顔面用の保護具を着用すること。  
 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。  
 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服（例えば、酸スーツ）及びブーツが必要である。

衛生対策： この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态、形状、色など： 無色の液体<sup>14)</sup>  
 臭い： 無臭またはオゾン臭<sup>6)</sup>  
 pH： pH: 5.1 (90 wt%)<sup>6)</sup> pH: 4.6 (35 wt%)<sup>6)</sup>  
 融点・凝固点： -11℃ (90%) -39℃ (70%)<sup>14)</sup>  
 沸点、初留点及び沸騰範囲： 141℃(90%) 125℃ (70%)<sup>14)</sup>

引火点：	不燃性 <sup>14)</sup>
爆発範囲：	不燃性 <sup>14)</sup>
蒸気圧：	0.2kPa(20℃) (90%), 0.1kPa(20℃)(70%)
蒸気密度 (空気 = 比重 (密度) )：	2.11 (計算値) 1.4(90%) 1.3(70%) <sup>14)</sup>
溶解度：	混和する (水) <sup>14)</sup> アルコール、エーテルに可溶 <sup>6)</sup>
オクタノール/水分配係	log Pow -1.36 <sup>14)</sup>
自然発火温度：	不燃性 <sup>14)</sup>
分解温度：	データなし
臭いのしきい (閾) 値	データなし
蒸発速度 (酢酸ブチル = 1) )：	データなし
燃焼性 (固体、ガス)：	該当しない
粘度：	0.863mm <sup>2</sup> /s (粘度: 1.245 cP 1.4425g/cm <sup>3</sup> (25℃)) <sup>6)</sup>

## 10. 安定性及び反応性

安定性：	66%以上のものは爆発性がある。 加温や光の影響により分解し、酸素を生じて火災の危険性を増大させる。
危険有害反応可能性：	アンモニアと接すると爆発の危険がある。 炭素と接すると激しく分解し、支燃性ガス (酸素) を発生する。とくに金属が存在すると火災と爆発の危険強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応し、とくに金属が存在すると火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件：	加熱、光、衝撃、摩擦。
混触危険物質：	アンモニア、炭素、金属、酸化剤、可燃性物質、還元性物質。 繊維、紙など多くの有機物を侵す。
危険有害な分解生成物：	加熱により支燃性ガス (酸素) が発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性：	経口	ラットの4データ <sup>36)</sup> から計算で得られた LD <sub>50</sub> =311mg/kgに基づき、区分4とした。
	飲み込むと有害 (区分4)	
	経皮	ラット LD <sub>50</sub> 4060mg/kg <sup>36)</sup>
	皮膚に接触すると有害のおそれ (区分5)	
	吸入 (蒸気)	本物質の飽和蒸気圧濃度は 1980ppmであり、蒸気で行われたと考えられる試験 <sup>36)</sup> で得られた、ラット LC <sub>50</sub> =1438ppmに基づき、区分3とした。

	吸入すると有毒（区分3）
皮膚腐食性・刺激性：	ウサギに対して3分間，1時間または4時間の適用で，皮膚の全層におよぶ壊死，あるいは腐食性との結論が記載されている <sup>26)</sup> 、 <sup>36)</sup> こと，およびEUでC；R35に分類されていることから，本物質は皮膚に対して腐食性を示すと考えられる。しかし，細分類するには情報が不足しているため，区分1A-1Cとした。重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（区分1A）
眼に対する重篤な損傷/ 刺激性：	本物質は皮膚腐食性物質である。動物でsevereな刺激性を有し，corrosiveであるとの記載 <sup>25)</sup> 、 <sup>36)</sup> がある。以上の情報に基づき，区分1とした。
呼吸器感作性又は皮膚 感作性：	重篤な眼の損傷（区分1） 呼吸器感作性：データなし
生殖細胞変異原性：	皮膚感作性：モルモットでは2試験で陰性の成績 <sup>26)</sup> 、 <sup>36)</sup> があり，ヒトではパッチテストで多数の被験者が陰性であったと記載されている <sup>36)</sup> 。しかし，ヒトのパッチテストで158例中2例が陽性であったとの記載 <sup>36)</sup> もあり，データ不足のため分類できない。 ヒト経世代疫学，経世代変異原性試験，生殖細胞 in vivo変異原性試験の結果が無く，マウスを用いる小核試験で陰性の結果が記載 <sup>25)</sup> 、 <sup>36)</sup> され，生殖細胞 vivo遺伝毒性試験で陽性結果がないことに基づき，区分外とした。
発がん性：	IARCで3 <sup>40)</sup> 、ACGIHでA3 <sup>46)</sup> と分類されているが，分類年の新しいIARCの方を採用して，技術指針に従い区分外とした。
生殖毒性：	in vitroの実験でヒト精子への影響が見られたとの記載 <sup>26)</sup> があり，動物試験において親動物の一般毒性に関する記述はないが，精子運動能への影響，雌の発情周期への影響，出産母獣数の減少，および出生児の体重減少が見られたとの記載 <sup>26)</sup> があることに基づき，区分2とした。
特定標的臓器・全身毒 性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い（区分1） 動物 <sup>36)</sup> およびヒト <sup>46)</sup> において鼻，喉，気管への刺激性が記載されている。動物ではいずれも区分1のガイダンス値の範囲内の用量で肺および気管のうっ血，肺水腫，肺気腫，気管上皮の壊死の記載 <sup>25)</sup> 、 <sup>36)</sup> がある。これらに基づき，区分1（呼吸器）とした。ヒトで頭痛，めまい，振戦，けいれん，昏もう，失神，および脳梗塞の記載 <sup>36)</sup> 、 <sup>46)</sup> があることに基づき，区分1（中枢神経系）とした。
（単回ばく露）：	呼吸器・中枢神経系の障害（区分1）



特定標的臓器・全身毒性  
 (反復ばく露) :  
 吸引性呼吸器有害性 :

イヌにおける蒸気の吸入試験<sup>36)</sup>で、区分1のガイダンス値範囲内の用量で肺に線維組織巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在を認め、ヒトにおいても肺に刺激性を有するとの記載<sup>26)</sup>があることから、区分1(肺)とした。ラット経口投与で区分2のガイダンス値範囲の用量で、白血球数、ヘマトクリット値に影響が見られ、溶血を認めた<sup>36)</sup>ことに基づき、区分2(血液)とした。  
 長期又は反復ばく露による肺の障害(区分1)  
 長期又は反復ばく露による血液の障害のおそれ(区分2)。  
 データ不足のため分類できない

## 1.2. 環境影響情報

水生環境急性有害性 : 甲殻類(ミジンコ)の48時間EC<sub>50</sub>=2.4mg/L<sup>36)</sup>から、区分2とした。  
 水生生物に毒性  
 水生環境慢性有害性 : 水中で速やかに分解するため、区分外とした。

## 1.3. 廃棄上の注意 :

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。  
 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にす  
 汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。  
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1.4. 輸送上の注意

国際規制  
 海上規制情報

UN No. : 2015  
 Proper Shipping Name : HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION, STABILIZED  
 Class : 5.1  
 Sub : 8  
 Risk : I  
 Packing Group :

	Marine Pollutant	Not applicable
	:	
国内規制	航空規制情報	Forbidden 過酸化水素 (> 60%) (水溶液) (安定剤入りのものに限る。)
	陸上規制情報	消防法の規定に従う。 毒劇法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番	2015
	品名 :	過酸化水素 (水溶液) (安定剤入りのものに限
	クラス :	5.1
	副次危	8
	容器等	I
	海洋汚染	非該当
	物質 :	
国際規制	航空規制情報	輸送禁止 HYDROGEN PEROXIDE(20-60%), AQUEOUS SOLUTION
	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No. :	2014
	Proper Shipping	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION
	Class :	5.1
	S u b R i s k :	8
	Packing Group :	II
	Marine Pollutant	Not applicable
	:	
国内規制	航空規制情報	Forbidden 過酸化水素 (20-60%) (水溶液)
	陸上規制情報	消防法の規定に従う。 毒劇法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番	2014
	品名 :	過酸化水素 (水溶液)
	クラス :	5.1
	副次危	8
	容器等	II
	海洋汚染	非該当
	物質 :	
国際規制	航空規制情報	輸送禁止 HYDROGEN PEROXIDE(8-20%), AQUEOUS
	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No. :	2984
	Proper Shipping	HYDROGEN PEROXIDE, AQUEOUS SOLUTION
	Name :	

	Class :	5.1
	Packing	III
	Group :	
	Marine	Not applicable
	Pollutant	
	:	
	航空規制情報	
	UN No. :	2984
	Proper Shipping	Hydrogen peroxide, aqueous solution
	Name :	
	Class :	5.1
	Packing	III
	Group :	
国内規制		過酸化水素 (8-20%) (水溶液)
	陸上規制情報	消防法の規定に従う。 毒劇法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番	2984
	品名 :	過酸化水素 (水溶液)
	クラス :	5.1
	容器等	III
	海洋汚染	非該当
	物質 :	
	航空規制情報	
	国連番	2984
	品名 :	過酸化水素 (水溶液)
	クラス :	5.1
	容器等	III
特別の安全対策		危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定す 火気又は熱気に触れさせない。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 他の危険物のそばに積載しない。 重量物を上積みしない。 移送時にイエローカードの保持が必要。
15. 適用法令		
労働安全衛生法 :		名称等を通知すべき危険物及び有害物

	(法第57条の2、施行令第18条の2別表第(政令番号 第126号)
	危険物・酸化性の物
	(施行令別表第1第3号)
	腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)
毒物及び劇物取締法 :	劇物
	(法第2条別表第2)
	劇物
	(指定令第2条)
消防法 :	第6類酸化性液体、過酸化水素
	(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法 :	酸化性物質類・酸化性物質
	(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
	(安定剤入りのもので濃度が60質量%を超えるも
	酸化性物質類・酸化性物質
	(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
	(必要に応じ安定剤入りのもので濃度が20質量%
	以上60質量%以下のもの)
	酸化性物質類・酸化性物質
	(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
	(必要に応じ安定剤入りのもので濃度が8質量%以
	上20質量%以下のもの)
航空法 :	輸送禁止
	(過酸化水素、安定化されたもの、又は水溶液、必
	要に応じ安定剤入りのもので濃度が60質量%を超
	輸送禁止
	(過酸化水素水溶液、安定化されたもので、40質
	量%以上60質量%以下のもの)
	酸化性物質類・酸化性物質
	(施行規則第194条危険物告示別表第1)
	(安定化されたもので、濃度が20質量%以上40
	質量%未満のもの)
	酸化性物質類・酸化性物質
	(施行規則第194条危険物告示別表第1)
	(安定剤入りのもので、濃度が8質量%以上20質
	量%未満のもの)

## 16. その他の情報

### 参考文献

- 1) ICSC (2004)
- 2) Merck (13th, 2001)
- 3) IMDG (2004)
- 4) ホンメル (1991)
- 5) SRC:KowWin(2005)
- 6) HSDB (2003)
- 7) HSDB (2001)
- 8) Patty (4th, 1994)
- 9) IUCLID (2000)
- 10) ACGIH (7th, 2005)
- 11) RTECS (2005)

- 12) HSFS (2000)
- 13) SITTIG (4th, 2002)
- 14) ICSC (J)(2000)
- 15) Chapman (2005)
- 16) Lide (84th,2003)
- 17) GESTICS (2005)
- 18) Howard (1997)
- 19) Weiss (2nd, 1986)
- 20) DFGOTvol.16 (2001)
- 21) Verschueren(4th, 2003)
- 22) CERIHazardデータ集 2001-41 (2002)
- 23) IARC (1995)
- 24) SIDS (1998)
- 25) ECETOC Special Report 10 (1996)
- 26) ECETOC JACC (1993)
- 27) CaPSAR(1999)
- 28) SIAR (1997)
- 29) Sax (8th, 1992)
- 30) 日本産業衛生学会誌 (2005)
- 31) 有機化合物辞典
- 32) IRIS (2005)
- 33) 環境省リスク評価 第3巻 (2004)
- 34) ALGY学会 (感) 物質リスト (案)
- 35) EHC 127 (1991)
- 36) EU-RAR (2003)
- 37) Gangolli (2nd, 1999)
- 38) NICNAS (2000)
- 39) U.S. NTP(2005)
- 40) IARC 71 (1999)
- 41) J Occup Health 45:137-139 (2003)
- 42) Eur Respr J. 25(1):201-204(2005)
- 43) CICAD No.43 (2002)
- 44) NTP TOX-49 (2004)
- 45) 危険物DB(第2版、1993)
- 46) ACGIH (2001)
- 47) 溶剤ポケットブック (1996)
- 48) Ullmanns (E) (5th, 1995)
- 49) IRIS (Access on Aug 2005)
- 50) CERI・NITE有害性評価書 No.66 (2005)
- 51) 既存化学物質安全性点検データ
- 52) CERI・NITE有害性評価書 (2005)
- 53) 日本ケミカルデータベース (株) 総合データベース

#### 災害事例

- (1) 過酸化水素水を用いて漂白を行っていた者が、皮膚炎を起こし
- (2) 過酸化水素(50%水溶液)の20kg入り容器多数を、倉庫に4～5段に積み上げて置いたところ、過酸化水素が漏れて周囲の可燃物(コーンミックス)に接触した模様で、積み上げ作業終了後、約50時間経過した頃に可燃物が分解熱で発火し、倉庫内の物品多数
- (3) 飲料水と思って同型のポリ容器に入れてある過酸化水素水を飲んで胃炎を起こした。

MSDSの作成及び改定

2011年5月27日 作成

2013年5月20日 改定